

翻 訳

ルドルフ=ボッホ
 「ツunftの伝統と初期労働組合運動
 ——始まりつつある論争によせて——」(下)

山 井 敏 章

R. Boch, *Zunfttradition und frühe Gewerkschaftsbewegung. Ein Beitrag zu einer beginnenden Diskussion mit besonderer Berücksichtigung des Handwerks im Verlagssystem*, in: U. Wengenroth (Hg.), *Prekäre Selbständigkeit. Zur Standortbestimmung von Handwerk, Hausindustrie und Kleingewerbe im Industrialisierungsprozess*, Stuttgart 1989, S. 37-69.

目 次

- I. 労働者運動史と手工業史が接近する
- II. 初期労働組合の組織力に対する影響要因としてのツunftの伝統と経済発展
- III. 手工業の組織から労働組合運動への移行の諸タイプ
- IV. 移行の第4タイプ：輸出向け工業地帯における問屋制下の手工業
 1. 18世紀末までのツunftの発展（以上第41巻・第2号）
 2. ラインラントにおけるツunftの廃止
 3. ラインラントとザクセンにおける1848/49年の「賃金協定運動」
 4. 革命期のイヌングおよび兄弟団から1860年代末および1870年代初めの労働組合の設立へ
 [訳者付記]

2. ラインラントにおけるツunftの廃止

周知の通り1792年から遅くとも1811年のあいだに、ラインラント（1814年からプロイセン王国領）では、都市の生活用品手工業のツunftをはじめ、すべてのツunft的・労働組合的組織がフランスの行政令によって廃止された。ベルク大公国では部分的には1780年代以来、営業政策がしだいに变化するなかで、すでにそれらは解体されていた。もっともこの新たな営業政策は、繊維部門の輸出向け手工業のツunftのみを対象とし

ており、小鉄工業のツフトは存続しえた。またゾーリンゲンの鋏製造業のようないくつかの新しい業種には、1790年代にもなおツフト特権が与えられている⁵²⁾。プファルツ選帝候国・ベルク政府のこのような決定は、もとより恣意的になされたわけではなく、何よりもそれぞれの手工業の「外国」との競争力が主たる基準となっていた。例えばエルパーフェルトの麻織布工ツフトは1738年以来比較的高い賃率を定めており、隣接するプロイセン領マルクの、より安く働く非ツフト的な織布工との競争をはかる政府ならびに商人にとって障害となっていた。このツフトが1783年に、軍隊を投入してまでも廃止されたのはこのためである⁵³⁾。一方小鉄工業でツフトが存続したことについても、同じく商業政策上の理由が決定的である。例えばゾーリンゲンの刃物は高級品として知られており、当時の大部分の繊維工業とちがって、安価な大量生産に向かおうとする志向をもたなかった。1783年にはエルパーフェルトで、あるいは1790年にはレネブの毛織物手工業で賃金が切り下げられたが、一技術発展がほぼ停滞していたという条件のもとで平均賃金をただちに切り下げねばならないという状況はゾーリンゲンにはなかった。逆に品質が決定的な耐久消費財の市場で、賃金の無制限な低下がナイフやフォークの競争力に悪影響をおよぼすことを、政府の役人は恐れていた。実際1770年代にゾーリンゲンで実験的に短期間営業の自由が導入された際、賃金はきわめて低い水準に低下し、これは長期的に見て安物・「がらくた」生産を促すように働いた。このようなものに十分な需要があるはずはなく、そのうえ高品質というゾーリンゲンの製品の評判をも損いかけたのである⁵⁴⁾。

すでに同時代人によって適切にも「工場憲法」(Fabrikverfassung)とよばれたゾーリンゲンのツフト規則が1809年に廃棄されたとき、それは時代遅れの「空の莢」などでは決してなく、なお完全に生命力をもつ社会システムであった一少なくとも比較的研究の進んだゾーリンゲン地域について、この点が確認される一。例えば経済自由主義的なプロイセンの新政府がライン州のいたるところで推進したツフトの解体を、手工業生産者は間もなく損失と感じるようになった⁵⁵⁾。ライン地方のその他の輸出向け手工業でも、ツフトは、問屋資本に対して職人・小親方をまもる半労組的な保護機能をはたしていた。営業全体の「規制解除」がここでも損失と考えられたことは、容易に想像されよう。例えば1848年3月に、ベルク地方各地の最も大きな問屋制下の手工業が提示した、ほとんど同一の内容をもつ一連の要求は、このような推測を裏付ける確かな証拠の一つと行うことができる。すなわちこの要求には、ゾーリンゲンの最後の「工場憲法」の中心的諸要素が含まれていたのである(この点さらに後述)。ナポレオン戦争下の混乱によって

新たな事態の明確な判断が妨げられていた時期が過ぎ、また営業規制解除の手工業者におよぼす影響が、好景気によっておそらく一時的に緩和されるといふ時期も過ぎた後、アンシャン=レジーム末期のツunft制度の中心的諸要素に、再び目が向けられたように思われる。

1826年のゾーリンゲン刃物研磨工のストライキは、この点の最も早い証拠を与えている。これはかつて、18世紀のゾーリンゲンのストライキの歴史を知らぬままに、ドイツ労働者運動最初のストライキと言われていたものである。⁵⁶⁾ストライキの目的は、確定賃率(つまりさまざまな品質の刃物の最低出来高賃金)の再導入にあった。これに先立って1824年と1826年春に、「工場憲法」の再導入を求める請願が幾度か行われていた。1826年のストライキは、この失敗に終わった試みを引き継ぐものである。⁵⁷⁾ストライキは結局何の成果もあげずに終わったが、その後1830年にゾーリンゲンの刃物手工業者は、ツunftが解体される直前に選ばれた2人の代表を責任者として、直接プロイセン国王に訴え出た。彼らがそこで示した要求には、輸出向け手工業者の社会状態にとってきわめて重要で、旧ツunft規則の諸規定と同一の内容をもつ4つの点が含まれている。すなわち、1. 商人・手工業者それぞれ同数の代表から成る「工場裁判所」。これは紛争を処理し、同時に製品の品質の監督を行う。2. 親方試験の再導入。3. 原料価格の変動に応じて決定される確定賃率。4. トラックシステム(現物による賃金支払い)の禁止。実際にはしばしば違反があったとはいえ、この禁止は1709年から1811年まで実施された。⁵⁸⁾

このうち工場裁判所の要求のみが、11年後に部分的に実現されている。もっとも1841年に導入された営業裁判所は、同数の代表から成る自治機関ではなく、国家と商人層の支配する機関であった。⁵⁹⁾ただし、以前の歴史学—ほとんどの場合営業の自由の積極的効果にのみ目を向けてきた—が無視してきた「喪失史」を再構成しようとする場合、すでに18世紀に非ツunft的に営まれていた(例えばライン左岸農村部の)製造業にとっては、19世紀はほとんど何の変化ももたらすものではなかった、ということを見逃してはならない。またクレーフェルト地区(Großbraun Krefeld)やかつてのマルク伯領のように独占的構造をもつ工業地帯では、営業の自由の導入は、重商主義的強制の圧迫からの解放として、手工業者によっても完全に歓迎されたように思われる。

3. ラインラントとザクセンにおける1848/49年の「賃金協定運動」

しかしクレーフェルトでは、新たな自由のもたらす効果についてまもなく冷めた評価が広まっていったように思われる。すでに1828年に、そしてまた1848年にもふたたび、

クレーフェルトの絹織布工は確定賃率の導入を要求して闘った。すでに述べたように、ツンプトの自治の欠如にもかかわらず、このような確定賃率が18世紀には存在していたらしい。⁶⁰⁾

もっとも1848年春の対決の中心となったのは、かつてツンプト的に組織されていたベルク地方の工業地帯であった。ここでは1848年3月に、エルパーフェルト、バルメン、レムシャイト、ゾーリングンの古くからの重要な諸業種で、広汎な「賃金協定運動」が発生している。確定賃率（最低出来高賃金）の実現により、従属した手工業者の犠牲のうえで市場占有率の上昇をはかろうとする多数の間屋商人相互の競争に終止符を打つことが、これらの運動の共通の目的であった。いま一つの目的は、いわゆる労働評議会ないし名誉評議会の設立である。手工業者と商人の同数の代表から成るこの評議会は、賃率の遵守を監督する委員会として、そしてまた各業種内の仲裁機関として、さらに将来は賃金協定委員会として機能するはずであった。さらにそれ以外にも、各地のかかえる問題に応じて、例えば現物支払いの禁止や、織機を据えつける際に必要な準備作業に対する賃金の支払いなどの追加的な要求がなされた。革命勃発以来のベルリンの諸事件、そしてベルク地方の諸都市で発生した多数の「騒擾」の圧力のもとで、間屋商人たちは（各地の役所と合意しつつ）当初要求の一部を認めた。確定賃率の要求は、比較的大規模で確かな地位を持つ企業の支持さえ得ている。これらの企業は、新興の間屋商人が賃金引き下げを通じて行う「不正競争」の阻止を望んでおり、この点で手工業者と部分的に利害が一致していたのである。「約定」(Stipulationen)とよばれたこのような賃金協定は、若干の輸出向け手工業で成立した。しかし社会的反乱の直接の危険が弱まると、すでに1848年の秋・冬には多くの間屋商人・工場主がこれを無視している。⁶¹⁾

革命下の諸事件の圧力のもとで、1848年春にはプロイセンの諸官庁が、大規模な輸出向け手工業に対してイヌングあるいはいわゆる兄弟団(Bruderschaft)さえ許可した。これらの組織は、部分的には1845年の営業条令の法規定を越えるような規約を持ち、完全に労働組合的な利害代表と見なしうるものであった。⁶²⁾例えば規約には、徒弟数の制限のような手工業内部の問題とならび、賃金問題について組織が全体の利害を代表すると明記されている。ゾーリングンの鍛冶工・研磨工兄弟団の規約には、いつ、そしていかなる条件のもとでストライキ・労働忌避という手段に訴えるべきかに関する明確な規定さえあった。⁶³⁾地域的に限定されていたとはいえ、このように強力な1848年の労働組合運動は一同様の運動が、ザクセンの輸出向け手工業にも存在した(後述)一、印刷工・葉巻労働者による労働組合の設立と比べてこれまでほとんど注目されてこなかった。

工場主の抵抗の増大、反動の強化、そして景気の悪化により、ベルクの多くの業種では、すでに1849年の最初の数ヶ月に兄弟団・イヌングの労働組合的活動の挫折が明らかになった。この結果、輸出向け手工業者の大部分は政治的労働者運動に向かった。ドイツ憲法闘争(ゾーリンゲンの兵器庫襲撃、エルバーフェルトの蜂起)、そしてこの地域でだけに強まっていった「共産主義者同盟」の影響力のうちに、このような政治化の表れを見てとることができるだろう。

東部ヴェストファーレンや西部ミュンスターラントの麻織物業のような農村の家内工業地帯と異なり、しかしまた以前から非ツunft的であったライン左岸の繊維工業地帯とも異なって、ベルク地方およびクレーフェルトの社会的抗議は、明確に反(大)ブルジョア的な傾向、問屋商人の専横に反対する方向を示していた。

例えばすでによく研究の進んだ東部ヴェストファーレンでは、家内工業生産者一彼らはいわゆるホイヤーリングとして、あるいは少なくとも小借地農として、なおほとんどが農業社会に統合されていた一抗議は、とくに大農に対して向けられた。安価な労働力が豊富に存在するという状況のなかで、また絶えず上昇する小作料収入を通じて、そしてさらに原料である亜麻の生産者として、これら大農は生産システムの利益の享受者となっていた。一方ビーレフェルトの問屋商人は、確かに農村の紡績工から疑いの目を向けられていたとはいえ、しかし社会的対立の中心に巻き込まれることはなかった。せいぜいビーレフェルト市のごく近傍に住む麻織布工のみが、間接的なかたちで市内の商人資本に要求の矛先を向けたにすぎない。不安定ながらもお保たれている独立を守るため、亜麻・紡糸の販売倉庫や信用金庫の設立のような国の援助措置を、彼らは要求した。ビーレフェルトの何人かのダマスト織工は協同組合を設立し、まさにこの部門で現れつつある問屋制度と闘おうとした。ビーレフェルトの麻織物生産ではいわゆる買入制が長く維持され、半ば賃金従属的な生産者層の形成はこれによって防がれていた。このため労働組合的組織の設立や統一的最低賃金の要求は、都市近傍に住む織布工の視野と関心⁶⁴⁾の外にあったのである。

これに対してザクセン王国では、多くの工業地域で1848年春に「賃金協定運動」が発生した。その担い手となったのは、なお存在するイヌングから直接生まれた労働者協会や、あるいは一部分的に民主的に改造された一古いイヌングそれ自体である。例えばザクセン綿織物業の中心地ケムニッツでは、「被傭織布工利益護持協会」(Verein zur Wahrung der Interessen der arbeitnehmenden Weber)が結成されている。この組織は1848年夏までに、同一賃率、12人の織布工と6人の工場主・商人から成る仲裁裁判所など、多

数の改善を実現することができた。さらにこの協会の代表者は、昔からの織布工イヌングの規約を1849/50年に大幅に民主化することにより、部分的ながらその主導権を握ることに成功した。1848年秋にはケムニッツが中心となって進めた地区連盟がついに成立し、1849年春までに、西部ザクセンの織布業をリードする16都市の協会、7,200人以上(!)の家内織布工を包摂するに至った。⁶⁵⁾一方織布親方のもとで働く職人は、例えばケムニッツで独自の協会を結成している。この協会は、職人疾病金庫の職人による自治を要求し、「1780年と1810年の制限的法令の撤廃」(⁶⁶⁾!)—この間にザクセンでは、いわゆる職人兄弟団から次第に権利が剥奪され、結局禁止された—を求めた。しかし職人層の要求は、地区連盟に結集した小親方層のそれと本質的な点で一致している。18世紀の最終三半期以来、親方・職人の大多数は—ベルクの輸出向け手工業と同じく—ともに「プロレタリア化」の過程にまきこまれていた。彼らの生活状態は、少なくともすでに接近していたのである。職人によっても支持された織布親方の地区連盟の綱領の冒頭には、以下のような要求が掲げられている。1.「しばしば大きな妨げとなり、時代遅れになったイヌングの諸慣習を団結によって改革(強調引用者)し、イヌングの全成員が各自連盟に参加しうよう保証する。」2.「双方の合意のもとに最低賃金を確定し、また紛争を無償で調停する仲裁裁判所を設置することにより、労働者に対する雇主の恣意的ふるまいを阻止する。」これ以外にもさらに、前貸銀行の設立、織布工場の禁止、織布マニファクチュアの織機数を10台に制限することが要求された。またすべての「独立の」親方は今後徒弟を2人以上保持してはならず、さらにフォークトラントおよびラウジッツの非ツフツ的な織布業について、その即時廃止が求められた。⁶⁸⁾

19世紀半ばに至るまでイヌングが存続したことにより、ザクセンにおける輸出向け手工業のツフツは、例えばライン=プロイセン諸地域とは異なる歴史をたどることになった。「農村」への進出にもかかわらず、輸出向け手工業がツフツ的な組織形態に固執していたことを、われわれはザクセンにおける工業発展の特性として指摘しておいた。

ベルク地方同様、半労組的な保護機能を引き受けていたこれらのツフツは、18世紀末に何の埋め合わせもなしに廃止されたわけではない。むしろそれは、1780年の新たないわゆる一般イヌング条項によって、(自営)手工業者ならびに商人の自治機関というかつての役割—しだいに進行する「プロレタリア化」によって、いまやほとんど時代錯誤となった役割—にあわせて改造・再建されたのである。⁶⁹⁾このようなイヌング「改革」は、職人独自の組織の破壊を目的とするものであったが、しかしとくにその矛先が向けられたのは、「内密の申し合わせ・団結によって一定の賃金水準を実現」しようとする、

事実上はすでに賃労働者化した小親方層と職人の活動であった。⁷⁰⁾

19世紀前半のザクセンのイヌングは、時代錯誤的・抑圧的特徴を示していた。しだいに数を減じる自営織布親方や、組織に統合された商人層の利益を国家が護り、彼らの利害が明らかに優位を占めるようはかった、という点にもこのことが表れている。しかしこのような特徴にもかかわらず、イヌングは、従属的な工賃織布工にとっても軽視すべからざる保護機能を有していた。1845年まで何の保護もないまま危機的経済発展と熟練解体過程にさらされたラインラントの輸出向け手工業と異なり、イヌングは少なくとも徒弟期間、親方試験、そして部分的には女性労働の禁止が遵守されるよう監視した。さらにイヌングは、万一の場合、つまり事故・病气・死亡に際しての扶助機関でありつづけた。これに対して例えばヴッパータールの織布親方は、独自の扶助制度を、私的な基礎の上でようやく1830年に新たに組織することができたのである。⁷¹⁾ 四半期ごとに開かれるザクセンのイヌングの定期的な成員集会は、本来は、もはや存在しない「同業者の一体性」を確認するためのものであったが、しかし同時にそれは、事実上賃労働者化した織布工が、共通の利害を見出すための枠組みともなっていたかもしれない。賃労働者化した親方と職人は、イヌングについて否定的な経験ばかりを重ねてきたわけではない。1848年にイヌングの廃止ではなく、その「改革」が求められたのは、このような事情によると言ってもよいだろう。1850年の夏にザクセン政府が、「被傭織布工」の地区連盟を各地の支部団体ともども禁止したとき、⁷²⁾ 織布工は当然ながら再びイヌングに頼り、イヌングに関する1848年の進歩的な「条令」を護ろうとしたのである。

1850年代のザクセンで、綿・毛織物業、靴下編業、リボン織業の多数のイヌングが、⁷³⁾ 賃労働者的親方と職人に、十全ではないにせよ利害表明と組織の可能性をどの程度与えていたかという問題は、これまでのところなお検討されていない。もっとも、1861年にグラウヒャウの織布工—その大多数は工賃親方であり、数年後にアウグスト=ペーベルの最も忠実な支持者となる—がとった次のような行動は、まさにそのような事実の存在を示唆するものと言ってよいだろう。すなわちこの時点でなお彼らは、新たな営業条令によってイヌングが廃止され、ラウジッツやフォークトラントの非ツフト的な農家内工業の織布工と同じ法的地位におかれることに反対する決議を採択したのである。⁷⁴⁾

4. 革命期のイヌングおよび兄弟団から1860年代末および1870年代初めの労働組合の設立へ

ザクセンおよびベルク地方の工業地帯では、かつてツフト的に組織され、あるいは

なおイヌングに組織されつづけた輸出向け手工業において、広い範囲で「賃金協定運動」が展開した。これに対して以前から非ツンフト的であった農村家内工業地帯では、同様の事態は見られない。このことからわれわれは、2つの結論を引き出すことができるだろう。1. 初期労働者運動が端緒的にでも発展しうするためには、伝統、より正確に言えば手工業起源の組織に深く根を下ろしたものでなければならなかった。ドイツ初期労働者運動への「農業的」な道は、工業の発展した地域でも不可能であったと言ってよい。1870年代以来、ザールおよびルール地方の急速に成長する鉱山業に引き寄せられたオストエルベの土地無し下層民と同じく、エルベ以西のおお圧倒的に農業的な地域に住み、プロト工業に包摂された農村の貧民層もまた、労働者運動の成立ならびに最初の拡大局面で何の役割も果たしていない。2. 労働組合的な利害代表を阻害するような手工業の伝統（タイプ1）と並び、半労組的な手工業組織の伝統もまた存在した。印刷工や18世紀の「新しい」業種（タイプ3）のみでなく、繊維・小鉄工業の数万人の親方・職人の場合にも、このような伝統の存在を確認しうる⁷⁵⁾。もし国家の弾圧がより緩やかで、この伝統がより自由に展開しえたとしたら⁷⁶⁾、また一例えば1848年に一当初明確であった労働者運動の唯「労働組合」的性格に応じるだけの経済的分配の余地が社会にあったとしたら、さらに織布業部門が1850年から70年代のあいだに経験した経済的・技術的發展により、この伝統の中心的な担い手から、革命期に現れはじめた労働組合組織のための基礎が奪われなかったとしたら（この点さらに後述）、このような伝統は、ドイツの労働者運動により深い痕跡を残したかもしれない。

しかしこのような仮構的議論を抜きにしても、ドイツの初期労働者運動の発展にとって、かつてツンフト的であった輸出向け手工業がもった歴史的重要性はかなりのものであったとすることができる。これらの手工業者は、伝統的な形態による社会的調整を求めた。ただしこのような要求は、19世紀半ばになお「最も進んだ工場地帯」であった地域において、後発工業化国の資本主義の厳しい現実の前に挫折する。このような地域、つまりザクセンとラインラントには、すでに1848年に意識的に政治活動を展開したドイツの経済市民層（「ブルジョアジー」）の2つの中核が形成されていた。この地域的ブルジョアジーとの社会的対立がどのように推移したかが革命の成り行きに大きく影響し、また労資双方において、短期的—革命の間に働くような—および長期的な経験上の先例となった。従来の革命史の研究では、例えば経済市民層の当初の譲歩（確定賃率や労働組合組織）や引きのばし戦術が、大規模な就労機会創出措置とあいまって、1848年の決定的な数ヶ月にラインやザクセンの工業地帯の不満を静めていたことに、ほとんど注意が払

われてこなかった。これらの地域で初めて蜂起が発生したのは、社会的調整の失敗が明らかになり、経済市民層がもはやこれに関心になった1849年5月、つまり小ブル民主主義運動の革命的原動力がすでに大きく退潮した時期だったのである。

ドイツ労働者運動の明確な「反ブルジョア性」は、何よりもこれらの工業地帯における独自の経験と失望に起因するものと言ってよい。明確に反自由主義的なラサール主義がとくにベルク地方で早くから受け入れられたのも、このような失望を一因とする⁷⁷⁾。

ツフットから労働組合へ、というすでに述べた特殊な伝統の系譜に戻ろう。ベルクやザクセンの兄弟団・イヌング・織布工協会が、伝統的な形態による社会的調整を求めたことは、これらの組織が地域的ないし地方的に限られたものであり、あるいは半熟練工・不熟練工・女性にたいして「排他的」であったことと同様、これを労働組合的組織と特徴づけることと矛盾するものではない。すでに指摘したように、全体を見渡しうる地域的ないし地方的労働市場に機能を限定することは、1890年代にいたるまでドイツの労働組合運動のきわめて典型的な特徴であった。これに対して「社会主義の予備学校」としての労働組合という考えからの離反、賃金協定への傾斜が、帝政末期およびヴァイマル共和制期の労働組合の典型的特徴となる。さらにいま一つ、階級的妥協の追求が、この時期の労働組合の特徴を成すものと言えよう。このような妥協は、もはやベルク地方やザクセンのように、当該業種自身の歴史と構造のうちに含まれる組織の諸要素にのみ依拠しうるものではない。それは必然的に全社会的な規模をとり、国家と大規模団体に仲介された政治的妥協を基礎とせざるをえなかった⁷⁸⁾。

兄弟団やイヌングは、19世紀半ばともなれば伝統的な形態による妥協が全く不可能になっていることを、しだいに認識していった(試してみないでどうしてそれがわかろう)。このときこれらの組織は強力な闘争力を示し、ストライキという武器をもとった。闘争もまたこれらの手工業の歴史の一部であり、資本の側に対するその関係のますます決定的要素になっていったのである。すでに1848年夏にレムシャイトのやすり目立てイヌングは、問屋商人が認めようとなしな確定賃率を、労働争議によって獲得しようとしたといわれる⁷⁹⁾。同年冬にはゾーリングンの刀鍛冶・研磨工が、春に合意された賃金を支払わない問屋商人に対してストライキを始めた⁸⁰⁾。さらにこれらの争議の記憶が残るなかで、1850年11月にはレネブの2,000人の毛織布工・剪毛工がストライキを打った。彼らは当初工場主に期待をかけ、また最後には、国家の主導下で新設され、国家が監督にあたる営業評議会にも期待をかけていた。しかしこのような期待が打ち砕かれた後、彼らはストライキにふみきったのである⁸¹⁾。

ベルク地方では—十分に記録の残された1857年のエルパーフェルト染色職人イヌングの争議を別にすれば—1868/69年、つまり団結禁止の法的解除の直前ないし直後に、ふたたびストライキと組織化の波が訪れた。例えばバルメンの飾りひも製造工(Riemendreher)とリボン織工は、1865年に賃金交渉が失敗に終わった後、1868年の5・6月にはほぼ全員一致でストライキに入った。⁸²⁾ 両業種のイヌングがどの程度これに関わったかは明らかでない。レムシャイトでは1869年に、やすり目立て工イヌングと並んで、やすり鍛冶工・鋸打ち工・やすり研磨工がそれぞれ協会を設立した。ただしこれらの協会は、イヌングと共同の理事会を設置し、やすり目立て工イヌングの元組合長が理事長となっている。⁸³⁾ まもなく発生したストライキは、—1年前のリボン織工・飾りひも製造工の場合と異なり—確定賃率の実現という成果をあげることができた。⁸⁴⁾ その後「創業熱狂時代」の好景気の頂点にあたる時期に、イヌングは最低出来高賃金をさらに引き上げることに成功した。激しいストライキは1873年の1月から5月までつづき、1,000人以上のやすり目立て工がこれに参加した。ゾーリンゲンの刃物製造業でも、団結禁止の解除後ただちに労働組合組織をつくらうとする動きが現れた。しかしその際ゾーリンゲン刃物手工業のほとんどは、イヌングに結びつくことができなかった。これらの業種は、ほとんどの場合1845年に「イヌング形成権のない」業種とされ、また兄弟団も1850年までに一切廃止されていたのである。そのため—さらに1870/71年の戦争にもよって—、いわゆる職能別組合がそれぞれの業種に設立されたのはようやく1871年夏のことであった。もっともこれら職能別組合の規約は、20年以上も前に禁止された兄弟団との直接の関連を示している。とくに刃物研磨工の職能別組合は、1872年夏の充分準備されたストライキによって確定賃率を(再)導入し、平均25~40%もの賃上げを実現することができた。研磨工と問屋商人・工場主のあいだには、「価格表」とよばれる印刷された賃金協定が結ばれたが、それはゾーリンゲンのツunftが1811年に廃止されるまで効力をもった1789年の「刃物賃率規則」と驚くほど似ている。ゾーリンゲンでは1877年に、同数の代表から成る仲裁裁判機関である「調停会議所」⁸⁵⁾ さえ再度成立したが、これはツunft時代の先行組織同様、統一的な賃金支払いおよび刃物の品質管理を任務としていた。ゾーリンゲン研磨工の職能別組合、賃金協定、そして調停会議所は、第一次世界大戦後まで存続する。これらの職能別組合は、1870年代末の不況も、そして「社会主義者鎮圧法」の時代をもりこえたのである。それらは、(印刷工と並んで)帝政期のドイツ労働者運動のなかで最も連続的かつ最も成功した労働組合組織の一つであった。

これに対して刃物鍛冶工の労働組合組織は、明らかにより困難な状況にあった。彼ら

はなるほどすでに1869年に、彼らのイヌングを職能別組合に改造していた。しかしこの業種の構造および熟練水準の急速な変化により、1870年代にはストライキ実施の力は弱まっていた。機械設備を備えた蒸気鍛冶作業場が広がると、手鍛冶工はいよいよ自身の経営をすてねばならず、工場労働者となっていった。さらに技術革新により、彼らはかつての高い手工業的熟練水準を失い、他の金属加工工業地帯から流入する半熟練のスト破りによって代替されうようになった。⁸⁷⁾ベルク地方の織布工の場合も、職能別労働組合を設立し、労働争議を実施することは、例えばゾーリングンの刃物研磨工よりはるかに困難であった—後者の作業工程・労働状態は18世紀以来ほとんど変わらず、彼らの手工業的熟練は伝統的に高く評価されていた—。ヴッパータールの織布工協会が危機的発展をたどり、1872/73年の好景気のなかでさえ争議を闘う力が限られたものでしかなかったのは、機械制綿織布業の拡大、⁸⁸⁾そしてつねに苦情の種となっていた従事者の過剰状態と女子労働の進出により、手織布工の「バーゲニング・パワー」がすでに掘り崩されていたためである。

これに対してザクセンでは—ここでは羊毛・木綿の手織布が少なくとも1870年代半ばまで支配的であった—⁸⁹⁾1869年に再び労働組合が組織された。これは、1848—50年の「被備織布工地区連盟」の組織の成功につながるものであったように思われる。アウグスト=ベーベルと毛織物製造親方ユリウス=モッターラーが大きく関与して設立された「マニュファクチュア・工場・補助労働者国際労働組合」は、その鳴物入りの名前にもかかわらず、基本的には手織布工の地域的労働組合であった。組合は、すでに工場に働いていた剪毛工や類似的職種の労働者を、とくに組織に引き入れようとした。ただし伝統的な考え方から意識的に距離をおいて、女性や補助労働者の組織もはかっている。しかしSDAP〔社会民主労働者党〕の発議によるこのような改革によっても、この労組の中核を成す手織布工の要求貫徹力の低下をくいとめることはできなかった。生活費の上昇を原因として、ザクセン繊維工業の中心地メーラーネの織布工が実施した1871年春の賃金ストライキは、数週間後に一帝国議会議員ベーベルの全国に向けた支援のよびかけにもかかわらず—何の成果もあげぬまま中止されねばならなかった。1871年5月にグラウビャウで開かれた「ドイツ織布工大会」では、大きな期待が寄せられていた全国的労働組合設立の第一歩が踏み出されるはずであったが、しかしこの大会も、織布手工業が構造的にかかえる労組の弱さを克服することはできなかった。機械織機の導入が進むなかで、⁹⁰⁾労働市場で競合する手織布工の数はさらに増大し、力関係は一層雇主側に有利になっていった。また、すでに著しく機械化された繊維工業をもつエルザス・ロートリングンの

併合により、国内市場での競争ならびに近代化の圧力がさらに大きく高まった。なお数万人を数えるドイツの織布工のこのような構造的「労組不適格性」は、たとえ全国的結合が成立したとしても克服しえないものであったろう。しかも結局成立したのは、「織布工同盟」と名づけられた緩やかな連合体にすぎなかった。⁹²⁾「同盟」は、各地の労働市場のきわめて多様な条件を顧慮せねばならず、またラサール派寄りのヴッパータールの織布工諸団体との政治的軋轢にも苦しんだらしい。⁹³⁾結局のところ「織布工同盟」の勢力は、ザクセンの織布業中心地に限られたままであった。しかもその後の恐慌をのりきることができず、結局1875年に、「同盟」は「マニファクチュア・工場・補助労働者国際労働組合」に吸収される。そしてこの後者にしても、はるかに「近代的な」組織原理、機械織布工・機械紡績工を組織しようとする熱心な努力にもかかわらず、1878年に禁止された時点でなお単なるトルソーの域を越えなかったのである。⁹⁴⁾

ベルクおよびザクセンの織布工は、労働組合設立に際して確かに手工業的伝統・組織に結びつくことができた。しかしここにおける経済的発展は、組織による利害代表のための基盤を彼らから奪い去っていた。「長期の18世紀」が部分的には20世紀に至るまで続いた小鉄工業や建築業の手工業と異なり、彼らは資本の優位に屈していた。繊維部門では1880年代以来ほとんど覇権とも言うべきこのような優位は、遅くとも1903/04年の有名なクリミッチャウの大ストライキで明確に姿を現している。「ドイツ繊維労働者連合」という全国的労働組合組織の存在にもかかわらず、また英雄的な忍耐とドイツの労働者運動内部からの広汎な支援にもかかわらず、ストライキの8,000人の参加者は壊滅的な敗北を喫したのである。⁹⁵⁾

52) Vgl. Boch, *Handwerker-Sozialisten*, S. 84. レムシャイトの研磨工も、18世紀後半に大鎌研ぎから工具研ぎに転じた際、あらためてツンフト特権を確認された。Vgl. M. Barkhausen, *Staatliche Wirtschaftslenkung und freies Unternehmertum im 18. Jahrhundert*, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 45 (1958), S. 168-241, hier S. 182.

53) Vgl. Dietz, *Garnahrung*, S. 115; Boch/Krause, *Lesebuch*, S. 28 f. ツンフト親方の「プロレタリア化」、ツンフトの機能転化は、ヴッパータールの商人組織の代表ブリューゲルマン(J. G. Brügelmann)の次のような言葉のなかによく表れている。賃金格差について、ツンフト裁判所で織布工の代表と協議することを彼は拒否した。「ツンフトの成員諸氏にとって、一体それは何を意味するのだろうか？ そもそも彼らはわれわれと同等の者なのか！ 麻織布工、手工業者、彼らは私や他の商人からパンを得ているのだ！」Vgl. Dietz, *Garnahrung*, S. 115. 織布工に対立して断固「商業の自由」を擁護したブリューゲルマンは、このわずかに後にプファルツ選帝侯国政府から、ラティンゲンにある彼の機械制綿紡績工場に対して12年間の独占特権を得た。

54) Vgl. Boch, *Handwerker-Sozialisten*, S. 94 ff. および S. 61. プファルツ選帝侯国の最後の王

- 級監督官(Obervogtsverwalter)ダニエルスも、事態を同様に総括している。A. E. v. Daniels, *Vollständige Abschilderung der Schwert- und Messerfabriken fort sonstigen Stahlmanufakturen in Solingen, Düsseldorf 1802.*
- 55) ベルク地方で発行された『告知者』(Verkünder)には、すでに1810年に次のような記事がある。「新政府は、あらゆる特権・独占・ツunft等を解消し、完全な営業の自由を導入することによって、工業の活性化をはかった。しかし商人が利己心のままに営業の自由を乱用し、大多数の民衆に不利益をおよぼしたため、この賢明な目的は失敗に終わった。…すでに現在大部分の工場労働者は、恣意的に行き過ぎた賃下げ、賃金支払いの長期の遅れ、とくに当地のほとんどの商人が、賃金の大部分を現金でなく、現物で支払っていることに苦情を訴えている…。」Vgl. Boch/Krause, *Lesebuch*, S. 30.
- 56) このストライキの簡単なスケッチが、D. Dowe, *Aktion und Organisation. Arbeiterbewegung, sozialistische und kommunistische Bewegung in der preußischen Rheinprovinz 1820-52*, Hannover 1970, S. 32 f. にある。
- 57) このストライキと請願運動の詳しい叙述として、Henkel/Taubert, *Maschinenstürmer*, S. 145 ff.
- 58) Vgl. auch Boch/Krause, *Lesebuch*, S. 62 ff.
- 59) W. Bruckmann, *Die Einrichtung des Fabrikengerichts zu Solingen und seine Tätigkeit in den Jahren 1841 und 1842*, Münster (MS) 1976. ラインラントにおける労働裁判権の伝統の再生についての近年の研究として、P. Schöttler, *Die rheinischen Fabrikengerichte im Vormärz und in der Revolution von 1848/49*, in : *Zeitschrift für neuere Rechtsgeschichte* 8 (1985), S. 160-180.
- 60) Vgl. H. Rösen, *Der Aufstand der Krefelder "Seidenfabrikarbeiter" 1828. Eine Dokumentation*, in : *Die Heimat* 36 (1965), S. 32-61. Vgl. auch Thun, *Industrie*, Bd. 1 : *Die linksrheinische Textilindustrie*, S. 102 ff. および、Stadtarchiv Krefeld, *Nachlaß Beckerath* 40/2, Nr. 19, S. 12 ff.
- 61) ヴッパータールおよびクレーフェルトの綿織物業・絹織物業においてのみ、反動期の最初の数年に至るまで賃金協定が守られた。Vgl. v. a. H. Herberts, *Alles ist Kirche und Handel (…)* *Wirtschaft und Gesellschaft des Wuppertals im Vormärz und in der Revolution 1848/49*, Neustadt 1980, v. a. S. 60 ff. ; P. Wigger *Die Entwicklung der Gewerkschaften bis 1933 unter besonderer Berücksichtigung des Remscheider Raumes*, Köln 1976 (MS), S. 11 ff. ; M. Kiekenap, *Solingen während der Revolution 1848/49*, Köln 1978 (MS), S. 27 ff. ; Boch, *Handwerker-Sozialisten*, S. 89 ff. および、R. Boch, *Tariffbewegungen und "Ehrenräte" zwischen Unternehmern und Arbeitern im Regierungsbezirk Düsseldorf während der Revolutionsjahre 1848/49*, in : B. Dietz/F. Hoffmann (Hg.), *Neues Bergisches Jahrbuch*, Bd. 3, Wuppertal 1989 (ベルク地方の市立図書館所蔵の関連文書を利用した、この地方の賃金協定運動についての私の要約的叙述)。
- 62) 注61の諸文献を参照。ヴッパータールの織物業・絹織物業イヌングの特殊な性格については、すでにケルマンが注意を促している。彼によれば、『「イヌング」と呼ばれたこれらの団体」は、「協同組合的結合の試み」であり、「手工業者イヌングというタイプを越える」ものであった。W. Köllmann, *Sozialgeschichte der Stadt Barmen im 19. Jahrhundert*, Tübingen 1960, S. 60 ff.

- 63) 例えば§ 26には次のように言われている。「兄弟団に属する者は、4度にわたり法の定める工賃以下で研磨作業をさせた商人のために仕事をしてはならない。違反した者には同額の罰金を科する…。」Vgl. Boch, *Handwerker-Sozialisten*, S. 92.
- 64) Vgl. J. Mooser, *Ländliche Klassengesellschaft. Bauern und Unterschichten, Landwirtschaft und Gewerbe im östlichen Westfalen, Göttingen 1984*; ders., *Rebellion und Loyalität 1789-1848. Sozialstruktur, sozialer Protest und politisches Verhalten ländlicher Unterschichten im östlichen Westfalen*, in: P. Steinbach (Hg.), *Probleme politischer Partizipation im Modernisierungsprozeß*, Stuttgart 1982, S. 57-87. さらに、この地域の農村の製造業従事者についての豊富な知識のうえに立ったW. マーガー (Mager) の諸研究を参照。東部ヴェストファーレンの紡績工・麻織布工は一ザクセンやベルク地方の繊維手工業者と異なり一革命期の民主主義運動には加わらなかった。社会民主主義的労働者運動が発展したのはようやく1880年代のことであり、その担い手となったのは、ビーレフェルトの金属工業の専門労働者である。
- 65) Vgl. R. Strauss, *Die Lage und die Bewegung der Chemnitzer Arbeiter in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Berlin 1960, v. a. S. 135 ff. (きわめて豊富な情報に富んだ研究)
- 66) Ebd., S. 161.
- 67) 1801年にはなお、独立した親方の数は非独立の「工賃親方および仕事のない親方」の2倍に及んでいた。しかし1830年代には、この比率はすでに逆転している。また1848年に、ケムニッツの全織布親方の約4分の3が従属した工賃親方であり、ほとんどがいわゆる単独親方、あるいは職人を1人しか雇わない親方であった。Vgl. ebd., S. 15 ff., 354 ff. ただしザクセンでは、ベルク地方にくらべてなお多様な社会階層が存在したように思われる。後者では、比較的富裕で(形式的のみでなく実際にも)独立した織布・鍛冶・研磨親方の層は、同時代人の報告によれば、すでに18世紀末にはきわめて少数になっていた。
- 68) Vgl. ebd., S. 151, 157. ラウジッツでは別種の営業制度がしかれ、麻・綿織物業は非ツンプト的に営まれていた。フォークトランドでは、1830/40年代に政府が試みた何度かの「改革」の後、非ツンプト的な綿織物業がますます農村に広がっていった。Vgl. L. Bein, *Die Industrie des sächsischen Vogtlandes*, Leipzig 1884. および, Horster, *Gewerbeverfassung*.
- 69) Ebd., S. 1 ff.
- 70) 1780年の一般イヌング条項の一節からの引用。Strauss, *Chemnitzer Arbeiter*, S. 147 による。
- 71) Vgl. Köllmann, *Barmen*, S. 58.
- 72) Strauss, *Chemnitzer Arbeiter*, S. 140, 152.
- 73) シェーネによれば、エルツゲビルゲだけでも1830年代に22の靴下編工イヌングが存在した。Schöne, *Posamentierer*, S. 128.
- 74) Vgl. G. Demmering, *Die Glauchau-Meeraner Textil-Industrie. Eine wirtschaftsgeschichtliche Studie unter besonderer Berücksichtigung der Verhältnisse in der Textil-Veredlungs-Industrie*, Leipzig 1928, S. 88 f. 「われわれは〔内務〕省に救いを求めねばならない。…周知の通り当地では、織布業は以前からツンプト的に営まれてきた。…従って当然ながら当地の織布業は、一度としていわゆる家内工業の一つに数えられたことはない。例えばラウジッツの織布業のように、手工業的な技能の修得や熟練が営業の前提として求められることもなく、独立の職業であるよりはむしろ副業として営まれるにすぎないようなもの、家内工業とはこ

のような工業のことである。(決議からの引用)

- 75) シュモラーによればザクセンの靴下編業は、1849年の時点で14,763人の親方と18,189人の職人を、レース製造業は3,191人の親方とほぼ同数の職人を、そして毛および綿織布業は42,246人の親方と人数不明の職人を擁していた。Vgl. Schmoller, *Kleingewerbe*, S. 144, 601, 608. これら多数の手工業者は、イヌングのなかでツンフトの伝統を引き継ぎ、少なくともその一部は、1848年から50年まで半労組的な織布工協会等に組織されていた。ベルク地方については、統計がほとんどの場合デュッセルドルフ県全体に関するものであるため、あまり正確な数値は得られない。レムシャイトとゾーリングンの小鉄工業では、19世紀半ばに約11,000人の手工業者が働いていたと考えられる。そのうち過半数を明らかにこえる部分が、なおツンフトの伝統を引き継いでいた。ここではツンフト時代の確定賃率がなおはっきりと記憶され、ツンフトの規制が、部分的には「業種の不文律」としてなお機能していた。Vgl. Boch, *Handwerker-Sozialisten*, v. a. S. 65 ff., 81 ff., 94 ff. またベルク地方の諸都市、およびそれぞれの都市の周辺経済圏には、木綿・リボン・絹・羊毛等のための織機・編機が約1万台存在した。織布工の場合、ツンフトの記憶はより断片的であったかもしれないが、しかし一革命期の諸事件が示すように一消えさつてはいなかった。おそらく上の2つの地域以外にも、同様の伝統の系譜を確認しうる諸都市・工業地帯(例えばテューリングンの編物業の中心地アボルダやさまざまな毛織物業都市)が存在したと思われる。
- 76) イギリスでは、初期の労働組合的団体は1794年と1824年のあいだ「のみ」禁止され、刑法による訴追も緩やかであった。
- 77) Vgl. D. Dowe, *Deutschland : Das Rheinland und Württemberg im Vergleich*, in : J. Kocka (Hg.), *Europäische Arbeiterbewegungen im 19. Jahrhundert*, Göttingen 1983, S. 77-105, v. a. S. 99; R. Boch, *Die Entstehungsbedingungen der deutschen Arbeiterbewegung : das Bergische Land und der ADAV*, in : A. Herzig (Hg.), *Erfolge und Grenzen der deutschen Arbeiterbewegung*, Bd. 1, Hamburg 1989.
- 78) Vgl. Boch, *Handwerker-Sozialisten*, S. 199 ff., 295 f.
- 79) Wigger, *Gewerkschaften*, S. 13. Vgl. auch "Volksblatt für Remscheid und Umgegend", Nr. 21/28/32/37, 1848 im Stadtarchiv Remscheid.
- 80) Kiekenap, *Solingen*, S. 36 ff.
- 81) Vgl. D. Dowe, *Legale Interessensvertretung und Streik. Der Arbeitskampf in den Tuchfabriken des Kreises Lennep (Bergisches Land) 1850*, in : K. Tenfelde/H. Volkmann (Hg.), *Streik*, München 1981, S. 31-51. レネプの毛織物工の労働状態は、工場ないしマニュファクチュアへの集中により、ツンフト時代とはきわめて大きく異なるものとなっていた。ただし工場および問屋制下にある手織機の数、1854年にもなお機械織機の5倍にのぼっている。Vgl. Boch/Krause, *Lesebuch*, S. 43.
- 82) 染色職人イヌングの歴史について、vgl. W. Köllmann (Hg.), *Wuppertaler Färbergesellen-Streiks 1848-57*, Wiesbaden 1962. 1860年代末の労働争議について、ders., *Barmen*, S. 184.
- 83) Vgl. E. Stursberg, *Remscheid und seine Gemeinden*, Remscheid 1969, S. 203.
- 84) Vgl. F. Ziegler, *Wesen und Wert kleinindustrieller Arbeit*, Berlin 1901, S. 140.
- 85) 刃物鍛冶のみが手工業者と位置づけられ、他のすべての職種は「工場労働者」とされた。
- 86) Vgl. Boch, *Handwerker-Sozialisten*, S. 44 ff., 79 ff.

- 87) Ebd., S. 114 ff.
 88) Boch/Krause, Lesebuch, S. 37 ff.
 89) Vgl. z. B. A. Bebel, Aus meinem Leben, Reprint Bonn 1986, S. 345 ff.
 90) Vgl. E. Schaarschmidt, Geschichte der Crimmitschauer Arbeiterbewegung, Dresden 1934, S. 42 ff.; Rensch, Handwerker, S. 128 f.
 91) Ebd., S. 124.
 92) Vgl. Schaarschmidt, Geschichte, S. 46; Albrecht, Fachverein, S. 169 ff.
 93) Ebd., S. 169. ヴッパータール織布工協会の会長は、よく知られたエルパーフェルトのラサール主義者ハルム(Harm)であった。
 94) Vgl. Schaarschmidt, Geschichte, S. 48. レンチュは次のように総括している。「男女の工場労働者がきわめて早くから労働組合に組織されていたにもかかわらず、1878年以前には、マニュファクチュア労働者労働組合に加入する者は工場労働者のわずかな部分にすぎなかった。多くの繊維労働者、とくにツフットの伝統をよく知らない者にとっては、組織を形成することにどのような価値があるのか疑わしいままであった。…それにもかかわらず、ザクセンの繊維工業地帯で労働組合がかなり安定していたのは、労組が組織する共済金庫の結果である。労働組合はここで、営業の自由の結果【民衆の福利のための有益な活動を完全に奪われた】イヌングにとって代わったのである。」Rensch, Handwerker, S. 132 f.
 95) Vgl. Schaarschmidt, Geschichte, S. 123 ff. ヴッパータール繊維工業の特産であるリボン織工と、とくに飾りひも製造工のみが、一大工業的变化の風を受けぬまま—1870年代初めに実現した賃金協定制度を第一次世界大戦まで維持し、改善することができた。彼らは地域的な職能別組合の形で組織を維持した。Vgl. J. V. Bredt, Die Lohnindustrie von Barmen, Berlin 1905, S. 139 ff.

〔訳者付記〕

近代イギリスの労働組合に「古きギルドの後継者」を見たルヨ=ブレンターノ (L. Brentano, Die Arbeitergilden der Gegenwart, 2 Bde., Leipzig 1871-72) 以来、手工業ないしツフット (ギルド) の伝統と労働組合運動の関係は、今日に至るまでくりかえし議論されてきた歴史学の重要なテーマである (坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の研究』有斐閣, 1987年, 5頁, 353-354頁を参照)。イギリスとドイツにおける労働組合の生成過程の比較研究を行った近著のなかで、クリスティアーネ=アイゼンベルクはこの問題について注目すべき見解を提示している。すなわちドイツの場合、「ツフットの組織の伝統は、…労働組合の成立を促進するよりはむしろ阻害したのである」(C. Eisenberg, Deutsche und englische Gewerkschaften. Entstehung und Entwicklung bis 1878 im Vergleich, Göttingen 1986, S. 131), と。18世紀の末から19世紀初めにかけて、ドイツの各邦政府はツフットの職人組織の解体を進め、一方再編されたイヌング内部では親方層の権限が強化された。なるほど職人の組織活動は、その後も非合法ながら存在している。しかしアイゼンベルクによれば、こ

ここに組織された職人はわずかにすぎず、しかもこれらの組織が労働者運動・労働組合運動の敵対者となることさえ稀ではなかった。さらに遍歴援助・疾病金庫のようなツunft的制度も、一イギリスと異なり一むしろ労働組成立の妨げとなった。少なくとも古典的ツunft手工業(仕立業, 指物業, 製靴業, 桶製造業, 馬具製造業, 左官, 大工など)において, ツunftの伝統は労働組合の発展を阻害する重要な要因となったのである(Ebd., S. 106, 109 ff., 130 ff., 255 ff.)。

ここに訳出したルドルフ=ボッホの論稿は, 以上のようなアイゼンベルクの問題提起をうけ, これに若干の修正を加えたくて議論のさらなる展開をはかろうとするものである。ここでは特に, 労働組合発展の業種による差違を考える場合, アイゼンベルクの強調するツunftの伝統の問題と並び, 各業種がたどった経済的発展のあり方, とりわけ労働市場における労働者の過剰, そして手工業的熟練の解体の問題に注目すべきことが指摘されている。またボッホは, 業種によっては労働組合の発展を促すようなツunftの伝統が存在したことを, とくにザクセンやベルク地方の間屋制下に編成された輸輸出向け手工業を例にとって明らかにしている。すなわちこれらの業種では, 一方における間屋商人と他方における小親方・職人という利害の対抗関係のなかで, ツunftは, 後者の利益をまもるための一種の労働組合的組織へと機能転化したのである。

豊富な実証的知識と鋭利な論理展開とがあいまったボッホの議論は, きわめて説得力に富んだものとなっている。手工業の伝統と労働組合運動の関係という今日ふたたび歴史学の関心を集めつつあるテーマについて, 本稿は重要な貢献を成すものと言えよう。

なおボッホ氏は1952年生まれ, ゴーリンゲン刃物手工業者の労働組合運動についてのすぐれた博士論文(*Handwerker-Sozialisten gegen Fabrikgesellschaft. Lokale Fachvereine, Massengewerkschaft und industrielle Rationalisierung in Solingen 1870 bis 1914, Göttingen 1985*)で学位を得, さらに19世紀前半のライン地方のブルジョアジーについての近著(*Grenzloses Wachstum? Das rheinische Wirtschaftsbürgertum und seine Industrialisierungsdebatte 1814-1857, Göttingen 1991*)で教授資格を取得している。H.-U. ヴェーラー, J. コッカらの指導を受けたビーレフェルト学派二世代とも言うべき気鋭の研究者の一人であり, 現在ビーレフェルト大学で教鞭をとっている。

(訳文中 [] 内は訳者による挿入である。)